

地下水質測定結果について(平成 19 年度)



環境省は、平成 19 年度に、水質汚濁防止法第 15 条に基づいて、国と地方公共団体が実施した地下水質の測定結果と、その汚染原因・対策等の状況の調査結果を発表しました。

概況調査(地域の全体的な状況を把握するための調査)の結果、全体の環境基準超過率(環境基準を超過した井戸数/調査した全井戸数)は 7.0%で、前年度の 6.8%からはやや増加しました。

項目別の環境基準超過率を見ると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が(4.1%)が最も高い結果となり、次いで砒素(2.0%)、ふっ素(1.1%)、鉛(0.3%)、テトラクロロエチレン(0.3%)の順となりました。各項目の環境基準超過率を前年度と比較すると、概ね横ばいという結果となりました。

汚染原因としては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については主に施肥、家畜排泄物、生活排水などが上げられ、ふっ素は主に自然由来、テトラクロロエチレンは主に工場・事業場の排水・廃液・原料が上げられます。

基準超過率の最も高かった硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の人に対する害としては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一定量以上含まれる水を摂取することによるメトヘモグロビン血症(血液の酸素運搬能力の低下により酸欠になる疾患)が知られています。

硝酸・亜硝酸汚染において、窒素負荷低減対策を実施しているのは、調査事例 2292 件中、368 件の 18%でありました。環境省では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、地方公共団体と連携をとり、地域に応じた窒素負荷低減対策の支援や対策手法の普及等の対策を、一層推進していくこととしています。

当社では、地下水を含む環境水分析において長年の実績があり、多検体・短納期で分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年11月27日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

品質検査箇所 齋藤綾美